

国際民商事法研修を終えて

梶谷綜合法律事務所
弁護士 大澤 加奈子

1 はじめに

私は、国際民商事法研修の国内研修員の一人として、平成17年2月5日から同年3月9日まで、参加をさせていただきました。

今回のテーマは合弁契約でしたので、今後の実際の業務にも関係するかもしれないと思ったこと、また、実際の業務とは関係なくとも、この機会に東南アジア各国の会社法を知ってみるのも面白いと思ったからです。実際、米国ロースクールでの留学時には、台湾や中国の留学生と各国の法律について互いに説明をしあい、非常に楽しかった記憶がありました。

2 研修開始直前

研修開始前に、法務総合研究所国際協力事務部門の担当の方から、海外研修員の方々のお名前・肩書を頂いており、私は、各国政府職員の方々といろいろな話ができて面白そうだとのんきに構えていました。

ところが、研修が始まる10日ほど前に、本研修ご担当の田中教官から、事前のレポート提出をしない代わりに、合弁契約の簡単な講義をしてほしい、今回の海外研修員は合弁契約をみたことがないと思いますとのメールを頂きました。これには正直、驚きました。研修のテーマが合弁契約であるにもかかわらず、海外研修員の方々が見たことがないとは思っていなかったからです。

ともあれ、一般的な英文の合弁契約を作りながら、細かな条項の説明は別として、合弁契約というものがあるのかまですまやかなイメージをもってもらわなくてはならないのだろう、だとするとあまり複雑な内容では困るが、今後（できれば）役に立つようなものを配布したいし、それに基づいて議論もしたい、と研修開始の直前になってあれこれ考え始めることになり、のんきな気分はいっぺんに吹き飛ばすことになりました。

3 研修開始

研修は、午前中に合弁契約の一つの論点（設立、資金調達、労働問題等）に関する講師の方々の講義、午後には当該テーマに関する各国別のレポート発表、及び当該テーマに係るワークショップ、最後に個別のテーマごとにファイナル・レポートを作成するという流れで進みました。

(1) 各国の発表

私は、業務上、日本企業側で海外への投資案件に関与したことはあっても、海外から日本向けの投資案件に関与したことはありませんでした。その意味で、海外研修員の方々

による、海外からの投資規制や、海外への資金流出に係る規制、あるいは各国の経済特区の状況説明等、投資を受け入れる側からの観点で考えたことはなかったもので、論点としては面白いものでした。

しかし、各国いずれも条文の引用がやたらに多いという印象で、政府関係者の方が多いことから実務を話すのは難しいとしても、もうちょっと条文の解釈論等書いてくれたら面白いのになぁと思いながら聞いていました。

ちょうどそんなことを考えているときに、たまたま、ベトナム人の研修生と昼食を食べながら、合弁契約の定款に記載する内容の話になり、法律に書いてある以上のことも、以下のことも書けないという非常にあっさりした返事が返ってきました。任意規定だろうから、法律上要求されることはもちろん書いて、あとは当事者が合意することを書いていけばいいのじゃないのと言ったところ、条文にないことを書くのか、と非常に困った顔をされたのがとても印象的でした。

その後、田中教官から、各国とも差異はあるものの、社会主義国家としての性格を有している（あるいは有していた）ことから、条文に解釈というものは許されない時代があった、条文にはすべてのことが書いてあり、逆に書いていないことはできないという考え方がまだまだ根強いのですよ、任意規定と強行規定という考え方も理解しづらいでしょうね、という背景事情を教えていただく機会がありました。私達国内研修員には完全に欠落している感覚であり、新鮮な驚きでした。確かにそういった考え方からすると、各国の国別発表は、条文以上でも条文以下にもなることはできず、結局条文の羅列に近くならざるを得ないのかと多少、納得したのでした。

そういった背景事情の違いはあるにしても、合弁契約の設立における規制、外国人の投資規制、合弁企業の組織法的制約等、一通り理解できる国別発表が続いたのですが、国別発表の最後の論点であったコンプライアンスについては海外研修員の理解がまちまちで、この部分のファイナル・レポート担当は困ったことになるぞと心配していたところ、私がコンプライアンスチームのワークショップも担当することになり、以下のとおり、まず、コンプライアンスとはなにか、という基本的な定義を共有するまでに、ひどく時間が掛かることになりました。

(2) ファイナル・レポート作成

各国数人ずつ、いくつかのグループに分かれて割り当てられた論点を議論し、レポートを作成していくという作業ですが、今まで全体ではあまり発言をしたださらなかった海外研修員の方も、この点は我が国ではこうなっていると説明をしてくれたり、ベトナムとラオスでベトナム語で論争が始まったり（ラオスからベトナムに留学している人も多く、ベトナム語ができるとのことでした。）と、全体の研修では得られない経験をすることができました。

私は合弁企業の設立の部分とコンプライアンスの部分を担当したのですが、前述のとおりコンプライアンスのレポートには非常に時間が掛かることになってしまいました。そもそも、法律は遵守するのが当たり前であって、そんなことをなぜ取り立てて議論し

なければならぬのかわからないと繰り返して言われてしまうため、コンプライアンスとはなにか、という出発点からなかなか進まなかったのです。

また、そんなにコンプライアンスというなら、日本の会社法はコンプライアンスをどのように規定しているのだとも聞かれ、会社法は改正されたばかりで正確な英語版はないので、とりあえず該当部分を訳し、それを見て考えてもらいましたが、日本の会社法の英語訳があれば話はずっと早かったのにと痛切に感じました。

4 研修外での各国の研修生との親睦

私は、業務の都合等もあり、週末は必ず東京に帰るというスケジュールで参加させていただいたため、外国の研修生と夜、外で食事あるいはお酒を飲みに行く、ということは全くといっていいほどできず、後でとても後悔しました。他の日本の国内研修生は、海外研修生の間で偏りがないう配慮しながら、なるべく平等に誘ったと聞きました。

ただ、東京研修の期間中には、週末に浅草観光・皇居散策・秋葉原観光等楽しい一日を過ごしました。事前に海外研修生に東京でどこに行きたいかとアンケートを採った際には、ほぼ異口同音に「秋葉原！」と答えが返ってきました。秋葉原の威力をこれほど実感したのは初めてです。

また、研修最後の夜には、カラオケルームを借りて、夜半過ぎまで歌い、踊り、騒ぎ、と本当に楽しい時間を過ごすことができました。

5 最後に

最初に書きましたとおり、個人的には、この研修に参加することにより、東南アジア各国の会社法がどのような仕組みなのかをその国の人から聞いて議論ができたらいいなあとという漠然とした期待を持っていました。

実際に始まってみると、国によって、会社法の発達の度合いにも差異があり、また、来日している海外研修生の方々の各国における業務内容が必ずしも合弁企業に関連する方ばかりというわけでもなく、まんべんなく話ができるわけではありませんでした。しかし、例えば、ベトナムの研修生からはベトナムの会社法の英語版等の資料をデータで送付してもらい、研修中に一通り目を通すことができました。また、ベトナム人の研修生はベトナム会社法の改正作業に加わった方もおり、他方、日本の国内研修生には会社法改正作業に従事されておられた方もいましたので、互いの国の会社法全体を見渡した話をするのもでき、非常に有意義でした。

また、そのような細かな議論までには至らずとも、振り返って約1か月、各国の海外研修生と同じ場所で寝起きをして、食事をし、話をしていくにつれ、各国の研修生の方々の考え方を、合弁契約というキーワードを通して肌で感じる機会を得られました。これは本当に得難い経験であったと思います。

このような機会を与えてくださった法務総合研究所国際協力部のスタッフの方々に感謝しつつ、本レポートを終えたいと思います。ありがとうございました。